

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊生環第809号

令和5年11月24日

ホストクラブ等の売掛金等に起因する各種事件捜査等の推進について（通達）

昨今、男性従業者が女性客を接待するいわゆるホストクラブ（以下「ホストクラブ等」という。）で高額な料金を請求され、その売掛金等の支払いのために女性客が売春させられたり、各種性風俗店に紹介されるといった事案が問題となっている。

このような情勢に鑑み、ホストクラブ等の売掛金等に起因して敢行された違法行為については、看過することなく、売春防止法（昭和31年法律第118号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）等各種法令を適用し確実な取締りを推進すること。

また、ホストクラブ等の中には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定められた営業の許可を得ることなく営業する店舗や、許可を受けていても、客引き禁止違反、営業時間制限違反、料金表示義務違反等の違法行為を敢行する悪質な店舗があり、そのような悪質店舗の遵法精神の欠如が過度な売掛金の問題に繋がることも考えられることから、違法行為の取締り、立入り及び迅速・的確な行政処分の推進により、無許可営業の根絶と許可営業者の適正化を図らねばならない。

あわせて、事件の捜査にあたっては、事案の背後で暴力団や匿名・流動型犯罪グループが不当に利益を得ている可能性も視野に、組織犯罪対策部門とも連携のうえ、悪質なホストクラブ等に対する厳正な取締りを推進されたい。